



**問** 新型インフルエンザ感染防止対策について伺う  
**答** 町で対策本部を設置、対応

**問**

部落解放会館の補助金支出について町長会で議論があっているのか。

**町長**

筑後地区における人権・同和行政を推進するため、啓発並びに市町村相互間の連絡調整を図ることを目的に、筑後地区の9市5町2村で筑後地区人権・同和対策推進協議会が設置されている。

協議会の運営を円滑にするため、市町村の人権・同和対策担当の課長、又はその相当職をもって幹事会を組織している。これらの問題については、幹事会で議論されており、首長会議は開催されていない。

**問**

立花町連続差別ハガキ事件についての考えは。

**町長**

立花町の元嘱託職員が男性が、同和地区出身者の中傷するハガキを自分と役場あてに送り、町の業務を妨害したとして、偽計業務妨害容疑で逮捕・起訴された事件であるが、「自作自演」が事実

ならば、人権問題に対する重大な背信行為であり、極めて残念なことである。

**問**

同和特別扱いの終結、同和偏重の人権教育・啓発の抜本的見直しについてどのように考えるのか。

**町長**

現在でもインターネットを使った悪質な人権侵害や就職差別等もまだ発生している現状があり、同和地区や同和問題に関する社会意識には今なお深刻な課題があるという事実を見過してはならない。

平成12年12月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においても、人権教育・人権啓発に関する基本理念や国・地方公共団体及び国民の責務が明らかにされており、社会的身分等による差別を解消するため、地方公共団体の果たす役割は大きく、今後とも差別意識の解消に向けた教育・啓発は必要である。

**問**

解放会館運営費の支出について伺う。

**町長**

このことについては、平成20年6月定例会一般質問の答弁でも述べたが、平成19年2月22日に住民監査請求が提出されている。

請求の趣旨は、筑後地区の16自治体が筑後地区解放会館に対して支出している運営費名目による負担金や補助金については、民間団体である部落解放同盟筑後地区協議会が使用する会館に、使途も明確でない公金を運営



「人権・同和問題啓発」講演会及び「社会を明るくする運動」推進大会

費として支出することは違法である。よって監査委員は町長に対し同会館の運営費として当該自治体が支出した金額を町へ返還するよう勧告することを求めるというものであった。

監査の結果は、「本件監査請求の事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、監査委員の合議によりこれを棄却する」という決定がなされたものである。

町では監査委員の事情聴取に対し、「解放会館は基本的人権尊重の精神に基づき、同和問題の速やかな解決を目指す目的で、昭和47年に久留米市が建設し、部落解放同盟筑後地区協議会へ無償で貸与されている。解放会館の負担金は、当時の各市町村長によって会館の運営及び活動に対し負担金等を交付する旨協議がなされ、現在まで負担してきたものである。」負担金名称は「部落解放会館運営負担金」になっているものの大木町は会館を運営